



Title	シジウィックの政治哲学論
Author(s)	中井, 大介
Citation	大阪大学経済学. 2006, 56(3), p. 66-86
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/16028
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

シジウィックの政治哲学論

中 井 大 介

I 序 論

ヘンリー・シジウィック (Henry Sidgwick : 1838–1900) は、『倫理学の諸方法』(1874) の著者として知られ、ベンサム、J. S. ミルの思想を受け継ぐ最後の古典的功利主義者として高く評価されている。ところで一般に功利主義とは、最大多数の最大幸福という社会規範に基づき、実践的な社会・経済政策を提案することを意味する。その特徴は、社会全体の獲得する幸福の最大化を追及する帰結主義にある。それは全体の幸福のために、一部の人々の幸福や権利を犠牲にしたり等閑視したりする政策を正当化しうるとして、しばしばロールズなどの権利論と対置され、現在に至るまで多くの批判に晒されておられる。しかし『倫理学の諸方法』でシジウィックが展開したのは、個人の規範原理としての「功利主義の方法」であった。それは政策を直接導く社会規範ではなく、個人がなすべき行為として社会全体の幸福を最大化する行為を選択するという、博愛的な個人の道徳観を立証するものであった。同時にシジウィックは自分自身の幸福を最大化する行為を選択する「利己主義の方法」をもう一つの個人の規範原理として認め、両規範原理が対立する場合に個人がなすべき行為を決断できない「実践理性の二元性」が生じうるという特徴的な結論に達している。

したがってシジウィックは社会規範に関する意味で功利主義者であるのかについては、社会・経済政策が直接論じられる彼の『経済学原理』(1883) や『政治学要論』(1891) を吟味す

る必要がある。そして『経済学原理』で経済学のアートとして、あるいは『政治学要論』第一部で政府のなすべき役割として社会・経済政策を彼が論じる際、確かに功利主義は究極的な社会規範に据えられており、この意味で彼を功利主義者と見なすことは正しいといえる。また彼の功利主義に基づく社会・経済政策には個人の生命や財産といった権利の確保や公教育の実施などが含まれられていることから、シジウィックの功利主義は、当座の社会的幸福の最大化という目先の帰結だけでなく、政府による個人の権利の確保や公教育の実施の結果として実現する社会的幸福の増大という将来的・長期的な帰結を視野に入れた間接功利主義の側面を有しているといえる。

ところで『政治学要論』は、第一部政府のなすべき役割と、本論で検討する第二部政府のあるべき構造という二部構成によって、政治学の「包括的議論」¹を意図した著作である。そして第一部は功利主義という社会規範に基づいて望ましい富の分配について論じられる経済政策論であるのに対して、第二部は功利主義には直接言及せず望ましい政治権力の分配について論じられる政治哲学論である。そこで、19世紀当時の英國体制が概ね望ましい政治構造と見なされ、とりわけ民主制の展開を牽制しながら貴族制の役割が擁護されていることから——あるいは単に『倫理学の諸方法』の一節への注目から——シジウィックは保守的でエリート主義的な政治思想の持ち主と見なされる傾向がある²。

¹ Sidgwick (1903), p. v.

しかし、そうした保守的とも受け取られる議論を展開したシジウィックの真意を図るために、政体の発展の歴史を論じた彼の『欧州政体発展史』を見ることが重要であると考えられる。というのもシジウィックは『政治学要論』において、単に理念として望ましい政体を思い描くのではなく、『欧州政体発展史』で展開される彼の歴史研究を踏まえたうえで、現状の政治構造の妥当性やそこに内在する問題点を検討し、実践的な提案を展開していると考えられるからである。以上の観点から、第Ⅱ節では、『欧州政体発展史』におけるシジウィックの議論を概観する。第Ⅲ節では、政治権力の効率的遂行と相互抑制を中心とした三権分立論、および被治者が政府に及ぼすべき影響として代議制論・民主制論・主権論からなる『政治学要論』第二部におけるシジウィックの問題意識を明らかにする。最後に第Ⅳ節では、民主制への過度の偏向に歯止めをかけるために、シジウィックは貴族制を擁護したことを両著作を通じて明らかにする。また『政治学要論』で政府のなすべき役割に関しては功利主義が社会規範に据えられていたのに対して、政府のあるべき構造に関しては功利主義が明示的に用いられてはいない。それでは、いかなる規範のもとに政府が確立されるべきだとシジウィックは考えていたのか。そこで、確かに彼は個人の自由なども考慮に入れているが、究極的には社会的幸福の増大という功利主義を規範としてあるべき政治構造を論じたことも示す。

² 例えば、大衆に功利主義計算を委ねるのは危険であり、エリートが秘教的に功利主義を掌ることが社会的に望ましいとする『倫理学の諸方法』の一節に着目し、シジウィックは「植民地総督府の功利主義」として否定的に評される傾向がある。Goodin (1995), Williams (1995), Wolff (1996) などを見よ。また、『政治学要論』の先行研究と第一部の議論に関しては、中井 (2006 b) を参照されたい。

II 政体の発展

『欧州政体発展史』は、1885年から1898年までケンブリッジ大学で歴史および道徳科学の学生を対象にシジウィックの行った講義のノートである。シジウィックはこれに修正を施して出版しようとしていたが病床に伏し、結局の彼の死後3年を経た1903年に夫人の手によって講義ノート形式のまま出版された著作である。夫人の添えた前書きによると、晩年シジウィックは政治学を完全なものとするために、(1)『政治学要論』での分析的演繹的研究、(2)『欧州政体発展史』での政治的進歩に関する研究、(3) 欧州の諸政体の比較研究という3重の扱いが望ましいと考えていた。そして(3)はシジウィックにとって将来的課題と考えられており、またその内容は『欧州政体発展史』と重複していることから、シジウィックの政治学構想を完全に理解するためには、『政治学要論』と『欧州政体発展史』の両著作を同時に読み進めることが重要であるとされる³。

本節ではまず、実践的研究である『政治学要論』に対して、政治科学である『欧州政体発展史』は補完的論考に位置づけられていることを、シジウィックの方法論的問題意識から明らかにする。そして古代から近代に亘る政治発展に関する彼の歴史認識を概観する。実はその中でシジウィックの重視する問題が、『政治学要論』で望ましい政治構造論を展開する際の彼の主張の多くを支えていると考えられるのである。

1. 政治科学と実践的政治学

『欧州政体発展史』の対象は古代から近代に亘る政体の発展の歴史である。しかし実践的研

³ Sidgwick (1903), pp. v–ix. 『政治学要論』と『欧州政体発展史』の両著作を扱った先行研究には Collini (1992) があるが、両著作の内的関係や具体的な内容は充分に論じられていない。

究である『政治学要論』では、歴史研究の役割はネガティブに捉えられている。

政府の構造と活動に関する限りで、何が存在するないし存在しているのかと区別されるものとして、何があるべきかを決定するために我々は努めなければならない。そこで我々がそうした実践的結論に達しようとする体系的論証において、政府の諸形態と諸機能の歴史研究は差し当たり副次的地位を占めるに過ぎない⁴。

その理由は、①歴史研究は政治構造の良し悪しを判断する究極目的を供し得ないこと、②歴史研究は現在の問題にとって間接的な実践的価値しか持たないこと、③歴史法則の解明されていない現状で歴史研究に基づく政治構造の将来予測は不可能であることなどである。

ところでシジウイックは、明らかに『政治学要論』に対置させながら、『欧洲政体発展史』の主題を次のように述べる。

一方であるべきものとしてではなく、主として存在するおよび存在しているものとして私は諸政体を扱う。他方で(1)それらが属する分類やそれらが例証する一般諸形態、および(2)異なる地域や時代で何らかの一般形態の普及を導く原因を主として確かめるために私はそれらを研究する。こうして一方で我々が政治哲学と呼ぶより広く包括的な課題から、他方で普通の政治史の課題から、私は政治科学の観点を区別する⁵。

望ましい政治構造に関する『政治学要論』第二部と異なり、『欧洲政体発展史』は実際存在した政治構造に関する諸事実を一般化する政治科学である。そして政治科学の目的は直接実践的ではないものの、①何が存在していたのかの研究から何があるべきかの予測が得られる、②歴

史を通じて様々な社会を扱うことで現状の政治構造をよりよく理解できるのである。要するに、歴史自体に将来予測や規範まで求める歴史主義を否定すると同時に、歴史研究を政治科学として実践的政治学に援用するというのがシジウイックの方針である⁶。

2. 原始・古代政体の発展

政治社会の起源は頻繁に生じる戦争での防衛のための自発的結合にあり、家父長を中心とした家族集団が拡大され、軍事的優位に立つ者が政治権力を掌握して原始王制が確立される⁷。次に戦争での防備や一箇所に集う産業的便宜のため、村落共同体が城塞を持つ都市国家に発展するのに伴い、初期寡頭制への移行が生じる。そこでは経済的要因が重要であり、土地所有権の確立によって財産の不平等が顕著となり、大土地所有者に政治権力が集中される⁸。しかし富者による民衆への抑圧がなされ、不満を持つ民衆を煽動するデマゴーグが政治権力を掌握して暴君制に移行する。暴君制では課税や奢侈の禁止などによって富者が抑圧され、教養ある富者の道徳感情に反するその方針は不規則で暴力的になる⁹。

こうした状況下で、人々の合意や妥協を通じて民主制への移行が生じる。シジウイックはアリストテレスを通じて、紀元前4世紀のギリシアで民主制と貴族制（ないし寡頭制）の調和によって安定的効率的な政体が樹立されることに注目する。民主制とは「多数の判断が少数の判断に優先する」——政治を全市民が共有することで政体の安定性が得られる——という理論的

⁶ 「である」と「べき」という『欧洲政体発展史』と『政治学要論』の関係は、『経済学原理』における経済学のサイエンスと経済学のアートの関係と非常に似通っている。この問題については中井（2006 a）を参照されたい。

⁷ Sidgwick (1903), pp. 43–56.

⁸ ibid., pp. 69–85.

⁹ ibid., pp. 89–97.

⁴ Sidgwick (1908), p. 7.

⁵ Sidgwick (1903), p. 2.

根拠を持つのに対して、貴族制とは「少数であれ多数であれ賢明で善良な人々の判断が優先されるべきであり、富裕な少数派の人々は余暇を通じていずれにせよ政治的叡智の特別な機会とありきたりの犯罪の主な原因である誘惑からの特別な免疫を持つ」——教養ある富者によって優れた政治的叡智が供される——という理論的根拠を持つ¹⁰。当時のギリシア都市国家の多くで、全市民に開かれた議会の決定は、治安判事の選出、会計監査、戦争や同盟問題の決定に限られており、穏和な民主制が実現されていたのである。

しかし、アリストテレスは彼の暮らす紀元前5世紀には、中程度の財産を持つ階級が小さいことや民衆と富者の争いの勝者が一方の体制を設けることから、民主制と貴族制の調和の困難に直面していた。そして政府の全決定事項を人民議会が支配する極端な民主制に向かいつつある中で、アリストテレスは次のような実践的提案を行ったとされる。

[アリストテレスが] 最も広く実践可能と考えた融合はむしろ民主制に傾いたものであろう…。それは究極支配が市民多数派にある制度である。彼の時代のギリシア都市国家一般でこの究極支配を放棄するように大衆を説き伏せることは望むべくもないが、多数の貧者による少数の富者への抑圧を防ぐ監視と調和に甘受するよう彼らを説得することは可能だろうと彼は考えているのは明らかである¹¹。

貴族制と民主制の中間形態を理想としつつも、現状に即して富者への抑圧を控えるよう貧者を説得するという次善の実践的提案を行ったアリストテレスをシジウィックは称賛する。

次に大国家に対抗するために都市国家が独立

性を保ちつつ他都市と連携する連邦制への移行が生じるが、拡大吸収によって大国家を形成するローマ共和制が優勢になる。そこで発達する二院制は近代に受け継がれる一要素であるが、ローマ共和制は征服拡大の経緯で土地を市民に分譲可能であったという事情に基づいて繁栄する特殊な事例である。その後、都市国家から地域国家への変容に伴う領土と市民権の拡大によって共和制の結束は弱まり、他方で自発的入隊によって構成される軍の結束は強まり、軍事を一手に集中することで秩序と結束を保つ帝制が確立される¹²。

以上のことから、シジウィックは原始・古代における政体の形成・変化の原因として、歴史的事実に基づかない原始契約を否定して、防衛や経済的要因があったことに着目したといえる。また、民衆が抑圧される初期寡頭制と富者が抑圧される暴君制に搖れ動いた後、民主制と貴族制を両軸にして古代ギリシアで安定的政体が確立されたことを決定的に重視し、シジウィックは中世以降についてもこの両軸を基準として政体の発展を論じていると考えられるのである。

3. 中世における封建制・神權政治・自治都市・代表制の発展

中世では、西ローマ帝国崩壊後、封建制、神權政治、自治都市、代表制の発展を通じて秩序や国民的結合が徐々に形成され、近代絶対王制に向かう経緯が検討される。

野蛮人の侵攻からの文明世界の防衛は皇帝一人の手に負えなくなり、5世紀に西ローマ帝国は崩壊する。特殊な事情に基づき栄華を極めたローマが貴族制と民主制を両軸に据えず帝制に突き進んだこともその一因であったとシジウィックは見ていたのであろう。そして無秩序の中で弱者が強者の保護を求めるところから、政

¹⁰ *ibid.*, p. 98; pp. 127-129.

¹¹ *ibid.*, p. 129.

¹² *ibid.*, pp. 134-167.

治権力を持つ軍事的土所有者と農奴の主従関係に基づく封建制が生じる。しかし封建領主の政治権力は共通善のために用いられず社会秩序の確立も不完全である¹³。そこで、こうした問題をある程度引き受けるのが神権政治であり、「封建的理論と封建的実践の間の悲しむべき割れ目のために、それらの義務〔共通善の追求〕を非宗教的統治者に守らせるための聖職者の監視と説諭が緊要であった」のである¹⁴。宗教組織は、愛国心と市民的義務感覚を普遍的博愛へと拡大させる知的影響を持つだけでなく、課税権などを獲得して政治権力を行使するようになる。また封建制の不完全な秩序の下、国家内で部分的に独立した自治都市が発展し、商工業の発展に伴い他都市との競争で有利を得るために商工業組合が自治都市で代表を持つようになる¹⁵。

こうした発展を経て中世後期に代表制（身分制議会）が確立されるが、その主な原因是王家の財政的必要にある。戦費増大を賄うために、貴族の課税免除を排し課税に対する都市の同意を取り付ける代表議会が重要な政府機関になるためである¹⁶。またイギリスでは中世の代表制が近代議会政治に直結する点が重要であり、それは財政的必要に加え、島国であることの防備や国民感情の結束の容易さ、強力な政府の存在、階級間の融和の容易さなどの独自の事情に基づくものである¹⁷。そして14世紀末までに、

(1) 議会の同意なき新たな課税は不法である、(2) 立法は両院一致を要する、(3) 下院は王侯貴族の行政権乱用を監視する、(4) 個

¹³ *ibid.*, pp. 184–214.

¹⁴ *ibid.*, p. 226.

¹⁵ *ibid.*, pp. 232–242.

¹⁶ *ibid.*, pp. 302–310.

¹⁷ ①島国そのため侵略からの安全性が高く国民感情の結束が容易であったこと。②ノルマン征服者とイングランド人が完全に融合して強力な政府が確立したこと。③ジェントリと都市商人の下院への連合が容易になったこと。④ウィリアム征服王によって確立された君主制の優位によって地方貴族が過度の優勢を

人の権利と自由は王によって侵害されない、といった原則がイギリスで確立される。

以上のように、ローマ崩壊後の無秩序の中から、封建制、神権政治、自治都市、代表制などの発展を通じて、民主制と貴族制の芽が再び育まれ、安定的効率的政体が形成される準備段階としてシジウイックは中世を論じたといえる。また、政体が形成される理由として、社会秩序の確立、共通善の追及、財政的必要などに彼は注目したのであった。

4. 近代政体の形成と政治理念の影響

文明発展に伴い近隣諸国との平和的関係が強く求められるようになり、地域国家で分散した国民感情の結束と政治秩序の保持を実現する「最も単純で最も目に見えて効果的な方式」である絶対王制が西欧諸国一般で確立される17世紀中葉をシジウイックは近代の起点と見なす¹⁸。しかし、全体の利益に反する自己の利益を求める階級同士や王の争いは払拭されず、民主制と貴族制の調和に基づく安定的政体の確立は19世紀の立憲君主制を待たねばならない。他方、名誉革命によって絶対王制の展開が限定的であり、中世から継続的する独自の議会の発展を示すイギリスは立憲君主制に至る模範として西欧諸国一般で追随されることから、政治科学の対象としてシジウイックは重視する。

さて、近代に至る政治事実の発展を考察してきたうえで、次にシジウイックは政治理念の考察に移る。政治理念とは「政府に関する限りで人類の統治される共同体において何があるべきかという理念」である¹⁹——まさしく『政治学要論』の主題と同一である。そして政治理念は

持つことがなかったこと。⑤巡回裁判によって全国的に人々の同質性が増したこと。⑥強力な君主制の下で貴族同士の連合が容易であったこと。⑦市民と封建貴族の連合が容易であったことなどをシジウイックは挙げる。

¹⁸ *ibid.*, p. 327.

¹⁹ *ibid.*, p. 345.

政治事実から影響を受けると同時に、近代以降に政治理念が政治事実により強い影響を与えること²⁰、そして当初曖昧な理念や原理が経験や内省を通じて明確にされ、そこに潜んだ矛盾や誤った仮定が判明することに彼は注目する。このように理念と事実の交錯が深まることを、ホップズ、ロック、モンテスキュー、ルソーを通じてシジウィックは考察する。それは歴史叙述として彼らの透徹した事実や「理念の動向」（るべき政体に関する通念）の認識を活用するだけでなく、彼らの理念が以後の事実形成にもたらした影響や、彼らの理念自体が事実との交錯によって作り上げられた歴史的経緯を見極めるためである。さらに政治理念を構築する彼らの方法に対する評価から、シジウィック自身の政治理念の方法が浮かび上がってくる。

『リヴァイアサン』は清教徒革命が迫った1640年に初めて形作られ、王の処刑から議会への行政権の移行の最中1651年に出版された。ホップズの政治信条は「あらゆる衝突する政治構造の諸原理に対する秩序の原理の理論的勝利」であり、彼は自然状態を利己的な人々の普遍的戦争状態と見なし、無制限の権力を持つ主権者へ人々を服従させる契約だけが安定的コモンウェルスを確立できると論じた²¹。以上のようなシジウィックの理解は一般的であるが、他方で彼はホップズを次のように評する。

ホップズの学説はこうして熱烈で一方的な表現で君主的絶対主義を基礎に形成される近代国家へ向けて17世紀に達せられた西洋での大きな移行に伴う一般的信念を描く。すなわち、安定的政治秩序のために国家において不可分で確実な権力がどこかに必要であり、この目的は世襲君主に権力を付

²⁰ 例えば自然法の理念が近代国際法思想に強い影響を与えてることや、人民主権に関する抽象的理論がフランス革命以降の西欧諸国の発展で決定的勢力となっていることである。

²¹ *ibid.*, p. 351.

与することで最も実現されるだろうという信念を描く²²。

つまり、ホップズの学説は絶対王制に向かう当時の一般的信念ないし理念の動向を的確に表現していたのである。

その後イギリスで名譽革命によって絶対王制が挫折し、議会を通じて法の支配が確立され、課税は議会によって決定されるようになる。こうした状況を正当化するのが『市民政府論』である。ロックの社会契約では、個人が多数派への服従に同意することで政府が形成される。しかし、政府がその設けられる目的——（1）法の明白な定義、（2）偏りのない法の適用、（3）効果的な法の施行、という自然状態の欠陥への対処——を反故にするか、自然権に基づく個人の財産権を侵害して同意なき課税をする場合、被治者は契約が解消したと見なす権利を持つ。このように概観したうえで、ロックの理念は絶対王制ではなく立憲君主制が樹立されるイギリスの例外的経路に対応するとシジウィックは評価する²³。

以上のようにホップズとロックを評価する一方で、彼らの契約論が普遍的・抽象的政治理念の上に打ち立てられていることをシジウィックは疑問視し、いずれにせよ両者の理念ともその後の政治事実の形成に重要な影響を与えず、ホップズの著書は「反乱から生じた反動を予期したがほとんど影響を与えなかった」、ロックの著書は「過ぎ去った革命を正当化した」と断ずる²⁴。そして名譽革命後、法の支配が確立され、立法と課税に関して君主が議会の支配下に置かれ、体制的調和がある程度確保されるのであるが、18世紀初頭に議会の堕落を目の当たりにした人々の間で自国の政治体制に対する失望が広まるのである。

²² *ibid.*, p. 355.

²³ *ibid.*, pp. 356–367.

²⁴ *ibid.*, p. 372.

こうした英國人の失望を転換させるのが『法の精神』であり、「古代の名高い民主的共和制以上に完全に自由を確保するため形成されたものとして、英國人は突然彼らの体制が理想化され教養ある歐州の賞賛の的になつてゐることを見出す」のである²⁵。まずシジウイックはモンテスキューの鋭敏で綿密な分析、特にルソーと対照的な歴史的方法を絶賛する。

…我々にとってのモンテスキューの独創性と重要性は主として彼が近代の法学と政治学に歴史的方法の最初の卓越した体系的導入を表明したという事実にあり、そしてその歴史的方法は我々が思うにルソーの先駆的方法および彼の政治構造に普遍的に適用可能な諸原理という仮説に対して水が炎に対するように敵対する。／…諸法と政府の諸形態が良いか悪いかは抽象的普遍的には適切に判別されえず、歴史的相対的にのみ判断されるというのがモンテスキューの基本学説である。第一に特定の諸法と政治諸制度の良し悪しの判断において、それらが確立される社会の政府形態に応じてそれらは考慮されるべきだと彼は主張した—君主制や貴族制にとって便宜で善い法は民主制にとっては反対に悪いかもしれない。そして第二に政府形態の善さは抽象的にではなくこれら異なる諸形態が実際確立されるところの人類の特定部分の様々な素質・習慣・状況に応じて考慮されるべきだと彼は主張した。人々が民主的政府を持つべきかどうかという問題はモンテスキューによればもし私がそう言つていいなら内にも外にも人々を知ることなしに回答されえないものであり、その〔人々の〕道徳性は共和制的諸制度の重圧に耐えるには虚弱すぎるかも知れず、あるいはその風潮は激しすぎて不可避的に專制に陥るかもしれないるのである²⁶。

要するに、（1）法学・政治学では先駆的方法の普遍的適用ではなく歴史的方法の体系的導入が重要であり、（2）法や制度の善し悪しは抽象的普遍的ではなく歴史的相対的に—あるいは政府形態に応じて—判断され、（3）政府形態の善し悪しは人々の道徳性に応じて判断されるのである。そしてモンテスキューは政治的徳（愛国心・公共精神・自己犠牲など）を保持する政体として古代の民主的共和制を敬慕しつつも、フランスの歴史的状況を踏まえ、專制に陥る危険を回避してフランス君主制を救う実践的提案として、貴族の荣誉感覚を通じて君主の斑気が抑制される貴族的共和制を推奨したのである。また近代人民政府の形成にモンテスキューが与えた最大の影響は、名誉革命以降の英國体制への彼の賞賛を通じてであったが、同時に彼は歴史研究を通じて英國体制や民主制に内在する問題点を看破していたことにシジウイックは注目する。

英國体制に関するモンテスキューの解釈の重要性は—彼の民主的共和制への敬慕にもかかわらず—民主的体制は必然的に最も自由ではなく、例えれば必然的に諸個人の正当な自由にとって最大限の保護を与えるために構築されていないという彼の明晰な理解にある。諸個人への不公正な抑圧の点で、まるで独裁者の如く民主的多数派が暴君的になるかもしれないことを實際彼は歴史から知っていた²⁷。

モンテスキューによれば、政治権力が分離され、異なる諸機関での調和的分配の上に政府が構築され、一政府機関による抑圧が他機関によって監視される三権分立において、人々の政治的自由（法にないことを強いられない、法に許さることを妨げられない）が効果的に確保される。そして三権分立に照らしてモンテス

²⁵ *ibid.*, p. 371.

²⁶ *ibid.*, pp. 372-373.

²⁷ *ibid.*, p. 375.

キーの称える英体制は、実際の英体制ではなく理想化された英体制であったのである。いずれにせよモンテスキューの三権分立論はフランス革命の重要な要素となり、以後の西欧諸国に大きな影響を及ぼしたのである。しかしフランス革命に決定的な影響を及ぼすのはむしろルソーであった。

封建制から近代への発展で、イギリスとは対照的なフランスの悪しき財政制度や社会的不平等・抑圧をルソーは目の当たりにした。すなわち財政危機で、富裕な聖職者や貴族は税や労役を免除される一方、貧しい小作農は一層苛烈な課税や賦役を強いられたり抑圧的な司法に苛まれたりしていたのである。そこでルソーは文明化の人工的産物に対する自然的生活の優位を唱道し、こうした社会を情熱的に動かした。人間の独立は文明化の初期に終わり、自然状態の平等と幸福が失われたことや人類が戦争状態に陥ったことに対処するために他者の助けが必要となった。しかしルソーにとって人を奴隸から救う唯一の手段は、永遠に過ぎ去った自然状態への回帰ではなく、相互的平等であるものの各人を他者に完全に依存させる契約、つまり各人は彼が一員となる集団の一般意志に自らの意志を引き渡すことであった。このようにシジウィックは概括したうえで、ルソーの学説は「抽象的正義の原理に基づいて政府の構造と権力を決定する試み」であるとする²⁸。つまり（1）人々は自然によって平等である、（2）政府の権利は契約に基づかねばならない、（3）全体の意志のために人々は自らの意志を放棄する、という自然法に由来する抽象的原理である。ルソーの抽象的方法と対照させながらモンテスキューの歴史的方法を絶賛した経緯からして、こうしたルソーの方法にシジウィックが否定的であったことは明らかである。

以上のように近代以降政治理念と政治事実の

交錯が深まることに注目し、ホップズ・ロックに関しては理念の動向を的確に表現したこと、モンテスキューに関しては優れた歴史的方法に基づく実践的な理念が以後の政治事実に健全な影響を与えたこと、ルソーに関しては公共の精神を掘り取りその後の理念の動向に大きな影響力を發揮したことをシジウィックは見出したのであった。

5. 立憲君主制の確立

シジウィックは政治理念を検討したうえで政治事実に立ち戻り、19世紀後半に西欧一般で立憲君主制が確立される経緯を考察する。その経緯でイギリスとフランスが重要であり、フランスは近隣諸国に思想的影響を与えるのに対して、直接模範の対象とされるのはイギリスである。しかし英体制が模範とされる場合、名誉革命で王から議会ないし大臣へ行政権が直ちに移管されたとする誤解が生じていると彼は考える。実際名誉革命後に王の権力の明確な減退や下院が立法と課税に支配を望むような兆候はなく、王から大臣の独立が実現するのは主に1834年の第一次選挙法改正以降である。そして実際の英体制の漸進的変容の原因として、中世から続く独自の要因があったこと、富と人口の増加が宫廷の相対的重要性を減少させたこと、救貧院・工場・銀行・関税・航海法など王の関与しない立法に関する議会の役割が拡大したことに加え、「理念の動向」ないし英体制に対する誤解がその変容を後押ししたことにシジウィックは注目する²⁹。

本来名誉革命の目的は議会を立法の最高位に据えることであり君主が行政の最高位にあることはロックによっても認められていた。しかしながら見たように、モンテスキューはフランス絶対王制で王の手にあった立法と行政の分離を目指す際、内閣制の下に立法と行政が密接に結合

²⁸ *ibid.*, p. 390.

²⁹ *ibid.*, p. 410.

されている実際の英國体制ではなく、表向きの英國体制を三権分立の模範として称えたために、その後人々の間で英國体制に対する事実と理念が混同され、名誉革命の目的が「実質的に行政官を任命する権力を下院の多数派に与えること」だと誤解する理念の動向が生み出される³⁰。こうした理念の動向も一因となり、いずれにせよ英國体制の究極的帰結、あるいは理想化された英國体制を模範として西欧諸国一般で確立される政治構造は、当初の名誉革命の目的とは異なり、下院の多数派が内閣を構成し、立法権と行政権が強力に結びつき且つ相互に監視しあう内閣制をもつ立憲君主制であった³¹。

ここで注目されるのは、モンテスキューが誤解に基づく理念の動向を引き起こした原因と見なされるにも関わらず、シジウィックは彼を非難するどころか一貫して礼賛する点である。モンテスキューにより理想化された英國体制が穩やかな理念の動向を作り出し、英國自身や近隣諸国に影響を与え、選挙権の拡大によって民主制と貴族制の調和する代議議会に権力が与えられる立憲君主制の確立の一因になったというのである。つまり——ルソーの理念における先驗的方法とその破滅的帰結に至る民衆扇動的な影響力を否定するのとは対照的に——モンテスキューの理念における歴史的方法とその漸進的で建設的な影響力をシジウィックは高く評価するのである。そして今度は『政治学要論』第二部でシジウィックが自身の政治理念を展開する際、『歐州政体発展史』を基礎にして漸進的な

³⁰ *ibid.*, p. 417.

³¹ 英国の議院内閣制では、内閣の代表たる首相は下院の多数派によって決定され、下院の多数派は有権者への請願に従つていつでも首相とその内閣を解職可能であり、首相は解散権によって下院への従属から保護され、世襲君主と上院の権力は重要でなくはないが、いざれも副次的であるとされる。また英國体制の模倣については、(1) 両院制は広まっているが上院の選挙方法は大きく異なる、(2) 選挙権拡大に関するイギリスはむしろ大陸の動向に牽引されている、(3) 刑事裁判における陪審制は広く模倣されているとされる。

実践的提案が行われるのである。

以上のように原始・古代から近代に亘る政治構造の形成・変化をシジウィックは『歐州政体発展史』で考察したのであった。そして『政治学要論』との関連で重要な点は、第一に、アリストテレスが重視した民主制と貴族制の調和こそが、安定的で効率的な望ましい政治構造にとって重要であるとシジウィックは考えていることである。第二に、歴史研究に基づく現状認識を踏まえて、安定的継続的な政体の発展を促す漸進的な実践的提案を行うという政治理念の方法の重要性をシジウィックはモンテスキューに見出したのである。そして第三に、歴史研究において政治構造の形成・変化の要因としてシジウィックの見出した、防衛、経済的要因、秩序の保持、共通善、安定性、効率性、財政的必要などは、いずれも——少なくとも間接的には——社会的幸福の最大化に寄与するという点で、彼の功利主義の枠内で政体の形成・変化を正当化しうる要因であることである。

III 望ましい政府構造

シジウィックは『歐州政体発展史』で古代から近代に亘る政体の形成・変化の原因を考察し、特に近代以降政治理念と政治事実が交錯しながら代議制を備えた立憲君主制が樹立される経緯を追及したのであった。他方『政治学要論』第二部では、コンテンポラリーな実践的研究として望ましい政治構造が検討される。『政治学要論』第一部の課題が被治者の観点から政府のなすべき役割を示すことであったのに対して、第二部の課題を次のように彼は述べる。

どのように政府はこれまで定めてきたその機能の適切な遂行のために構成されるべきか、どのように政府の必要な諸機関は定められるべきか、何がそれらの相互関係であるべきか、そしてどのくらいそれらの権力は被治者の権利によって体制上制

限されるべきか³²。

つまり第一部は功利主義に基づく望ましい富の分配に関する考察であるのに対して、第二部は第一部で論じられた功利主義政策を効率的に遂行するため、および政府によって被治者に行使される権力を抑制するための望ましい政治権力の分配に関する考察であるといえる。

重要な点は、シジウィックは単に理念として望ましい政治構造を構想するのではなく、歴史的系譜に立つ現代イギリス政治体制を貴族制と民主制の両軸を持つ概ね望ましい政治構造と見なしたうえで、実践可能な漸進的提案を展開することである。そこで『欧州政体発展史』における彼の問題意識を踏まえながら『政治学要論』第二部を検討することで、民主制の展開に警戒しつつ貴族制を擁護する保守的ともとれる見解を示した彼の真意が明らかになるのである。さらに彼は何を判断基準として望ましい政治構造に関する実践的提案を行っているのかについても留意しながら検討していくことにする。

1. 三権分立論

シジウィックは『政治学要論』第二部の前半で三権分立論を展開する³³。その理由はこれから考察するように、（1）文明発展を通じて拡大された多種多様な政府機能の効率的遂行のために専門化された各政府機関が近代国家の政治構造上欠かせないこと、（2）過剰な政治権力の行使を防ぐために政治権力を分割して相互抑制させる政治構造が有効なことである。

1-1. 立法府

まずシジウィックは——司法府が適用する法

³² Sidgwick (1908), p. 331.

³³ 第19章政府の方法と機関、第20章立法府、第21章行政府、第22章立法府と行政府の関係、第23章議会とその役割、第24章司法府およびその諸機関との関係。

と行政府が遂行する一般諸規則を定める——三権分立で最上位にある立法府の望ましい構造から論じる。そこで立法府を構成するのはどのような人々であり、彼らはどのように選ばるべきかを示すことが彼の課題である。

立法は難解なアートであり、その精通には市民一般が…通常供し得ない歳月と努力を要する。この欠乏はさらには能な立法者を彼らが選択することを妨げるに違いないといわれるかもしれない。／ [いいずれにせよ] 文明化のものたらす分業において個人主義に基づき組織化された共同体の普通の構成員は彼らがその筋道を理解していない技能を要する業務のための専門家を絶えず選ばなければならぬ…。こうして多くの人は、投与される薬を自ら完全に指示することは出来ないと分かっているが、医者を自由に選択することで、病気の治療のために薬物を投与する操作に亘って彼らが手にする支配を尊重するのである³⁴。

要するに、（1）立法府の構成員は市民一般の持たない法に関する専門知識を備えた能な立法者が望ましいこと、および（2）市民一般は自ら立法者を選択することで立法を共有すべきことをシジウィックは重視するのである。これらはまさしく『欧州政体発展史』で彼が見出した貴族制と民主制の理論的根拠である。そして両根拠を満たす立法府の構造こそ、市民一般が選挙を通じて立法者たる代議士を選出する代議制である。さらにシジウィックは代議制の根拠としてミルの注目した教育効果を挙げる³⁵。それは市民一般にとって、選挙を通じた公共問題への関与や立法者の言動への監視は知的訓練となること、および単に政府に干渉されない「市民的自由」ではなく共同で政府を支配する「体制的自由」(constitutional freedom) の自覚は愛国心と公共精神を育む道徳的訓練となることであ

³⁴ ibid., pp. 373-374.

³⁵ Mill (1861), 訳96-97頁。

ある³⁶。

そこでシジウィックにとっての実践的課題は実際に代議制を成立させる選挙の方法となる。まず彼は一定の制限の必要性を指摘しつつも政治構造の安定性に寄与するという民主制の根拠に照らして概ね普通選挙制を容認する³⁷。しかしながら、

広範な選挙権拡大は別種の危険を孕む、すなわち全共同体の究極利益は無知あるいは利己心や同感の制限を通じて有権者の多数派の実際に見える階級利益のために犠牲にされるかもしれない³⁸。

シジウィックはこうした危険への対処として不平等選挙の是非を検討する。彼は、単に富者の判断を優先させることは代議制の一般目的に反するものの、結局のところ優れた政治知識は進んだ教育や知的労働の点から平均して少数派の富裕層にあるとして、①教養階級（富裕層）の複投票、②庶民院（下院）と別に少数派を代表する貴族院（上院）の設置、③立法者の無給化による被選挙権の実質的制限、④中間選挙人による二段階選挙などによって対処することが望ましいとする。つまりシジウィックは、政治の共有による政治的安定性の観点から原則として普通選挙制を容認しつつも、優れた政治的叡智による効率性の観点から少数派の富裕層には相対的に大きな政治権力を分配する必要があると

³⁶ Sidgwick (1908), p. 375.

³⁷ 普通選挙に関して次のように指摘される。(1) 功利主義の観点から立法が行われるならば代表を持たない階級が必ずしも不利益を被るわけではない。(2) 道徳的邪悪によって投票が悪用される危険に関して、脅迫の危険は秘密投票によってある程度防がれる。賄賂の防止は困難であり公共道徳が改善されるまで続く。真理を訴えて扇動家を鎮圧するのは困難なため貧者・被扶養者・無学の人へ選挙権の制限は容認される。(3) 物理的権力を握る警察官や軍人への選挙権の制限は合理的である。(4) 性別や人種だけを理由に選挙権を制限するのは不合理である。(5) 契約は脅迫による投票の防止に有効である。

³⁸ *ibid.*, p. 389.

結論付けるのである³⁹。そして彼にとって「体制的自由」なども考慮されるのであるが、安定性と効率性の調和を規定するものは「共同体の究極利益」というまさしく功利主義の考え方であったのである。

1-2. 行政府

続いてシジウィックは立法府の定める規則に従って法の執行を担う行政府を検討する。まず近代における行政府の役割は公共財の提供や軍隊の保持など多種多様であるため、各行政部門に特化したうえで民間企業のような効率的運営が望ましく、また戦争など緊急時の各行政部門の相互調整や、各行政部門に対する資金付与機関による監視のため、最高行政たる内閣による支配が必要である。ここで注意すべき点は、『欧洲政体発展史』で政体の形成・変化の要因として重視された防衛や財政が、行政部門や内閣の役割として現代イギリス政治体制で効率的に遂行されているとシジウィックが考えていることである。

次に立法府と行政府の相互監視について、議会が行政権の乱用を監視しつつ、同時に内閣が議会解散権により議会に一定の歯止めをかけることで、立法府と行政府の理想的調和が概ね実現する。また内閣の構造に関しては、主要議員を大臣として組閣することで内閣を立法に関する最善の委員会にすべきである⁴⁰。さらに大臣は「単なる傀儡」ではなく、ルーチンとなりが

³⁹ 二院制の利点は、①最高権力の行使に対する相互監視、②下院による民衆の意見と感情の汲み上げと上院での再審議による性急な立法の危険の低減、③下院による立法変更の決定権と上院による不整合の除去という役割分担、④外国条約に関し長期一貫性を持つ上院の有利などが挙げられる。*ibid.*, pp. 465–480.

⁴⁰ 議院内閣制には、①能力や知識ではなく議会における多数派政党の有力者や雄弁家が大臣に任命される可能性がある、②内閣は最善の経路ではなく議会の批判に晒されない経路へと導かれる、③内閣制が議会での安定的多数を欠く場合に政体が不安定になるなどの不利があるとされる。

ちな各部門に民衆の声を届ける「有効な影響にとっての導管」であると同時に、煽動された誤った民衆の声に基づく各行政部門への不賢明な立法介入を防ぐ「有害な影響にとっての緩衝材」であるとシジウィックは論じる⁴¹。

1-3. 司法府

最後に司法府については「政治的文明化での国家の階位決定において、法により定義されるものとしての正義がその司法運営で実際実現されている程度以上に決定的試験はない」⁴²。そこでまず民事裁判に関しては、当事者間で解決されるなら政府の司法介入は極力控えるべきで、また複雑な事実関係を解明して正しい結論を導く専門裁判官による裁判運営が望ましい。他方で刑事裁判に関しては、故意の危害を復讐や公共精神に委ねて解決させるのは危険なために公的検察官が必要であり、正義の違反者に対しては損害賠償ではなく犯罪予防という社会的観点から処罰が科せられるべきである。また「法により課せられるあらゆる罰則は可能な限り共同体の道徳感情によって承認されるべきである」ため、専門裁判官の冷静な判決とともに、「普通の人」である陪審員を通じた社会的同意を得ることが適当であるとされる⁴³。

さらに司法府の機能として、①法を解釈し憲法論争を確定する最終的権威であること、②議員同士の論争を調停することや代議制の悪用を阻止すること、③過剰な行政官の権力から市民的自由を保護する憲法の規定を独立不偏に維持することが重要であるとされる。つまり、立法府と行政府から独立して両政府機関による民衆

への過度の政治権力の行使を防ぐ役割を担うのである。

以上のようにシジウィックは現代イギリス政治体制を、専門化された各政府機能の効率的遂行——そこには『欧州政体発展史』で政体の確立を正当化する要因と見なされた防衛や秩序の保持なども含まれる——と政治権力の相互抑制による市民権の確保を三権分立によって実現している望ましい政治構造として論じたのであった。そこで実践的問題として彼の最大の関心は選挙制度問題にあった。シジウィックは貴族制と民主制の両軸を持つ代議制を望ましい立法府の構造と認めたうえで、選挙権の拡大が進められている19世紀後半当時のイギリス政治体制を睨んで、功利主義の観点から民主制よりも貴族制を擁護したと考えられるのである。そして民主制の展開に対する彼の問題意識は、人民による政府の支配や主権の問題としてさらに検討される。

2. 政府と被治者の間での政治権力の分配

以上のようにシジウィックは、望ましい政治構造として現代イギリス政治体制を念頭に三権分立について論じたのであった。そして『政治学要論』第二部の後半では、人々は政府にどのような影響を及ぼすべきか、民主制は政治構造として正当化されうるのか、最高政治権力の行使から被治者はいかに守られるべきかについて、一層実践的な提案として貴族制と民主制の調和の観点から望ましい政治構造論が展開される⁴⁴。

2-1. 人民による政府の支配

これまで見てきたように「政府は特別な資質、訓練、実践を要する職務」であるため、

⁴¹ *ibid.*, p. 446. また立法府による各行政部門への介入が抑制されるべき重要事例として、①社会的必要のための半公共機関の運営（運河、鉄道、市電、水道、人工灯）、②行政機関の編成と管理（公務員の権力の規定、行政職の指名）、③外交問題の管理（関税、戦費、開戦への同意）などが挙げられる。

⁴² *ibid.*, p. 481.

⁴³ *ibid.*, p. 495.

⁴⁴ 第27章人民による政府の支配、第30章統治形態の分類、第31章主権と秩序を扱い、第25章地方政府、第26章連邦制と他の共和制、第29章政党と政党政治に関しては本論では概ね割愛する。

「その目的のため注意深く選出される人々の特別な集団の手に置かれるべき」ことが効率的な政治構造にとって不可欠であった⁴⁵。しかし同時に、被治者たる人民は、単に政府に従うだけでなく、どのような政府職務を担い、どのように政府に影響を及ぼし、さらにどのように政治権力による侵害から保護されるべきか、という観点から直接望ましい政治構造を検討する必要があるとシジウィックは考える。そこで人民による政府の支配に関して、①人民は自ら選ぶ代議士を通じて統治を行う代議制、②政府による侵害から人民の自由や権利を保護する憲法の役割、③人民が自らの権利への侵害を自由に申し立てる機会を確立する自由制度の観点から望ましい政治構造を彼は検討する。

まず代議制が望ましい立法府の構造と見なされる理由は、貴族制を一方の軸として立法者の優れた政治的叡智を活用できること、民主制を他方の軸として一般民衆が自ら立法者を選択することで政治的安定性を得られることであった。しかしながら、立法者の政治的意見と一般民衆の願望が衝突することで代議制の有効性が喪失される危険性があることをシジウィックは憂慮していた。

もし代議士を彼が確かめうる限りで有権者の望みの実行を日ごとに強いられる単なる代表者に貶める主義が体制的道徳の一部分として確立されていたら、…この義務をより明確且つ厳密にすることに重要な利点があっただろう。／ [しかし] 立法者の定期的選挙は可能な限り優れた政治的能力を持つと見られる人々を選出することを目的とすべきである。／それゆえに私が思うに彼らの判断をいつでも比較的無知で未熟な大衆の意見によって却下させることで善い政府は導かれ得ない。それどころか私が思うに政府機能の行使で自らの最善の判断に従わない代議士は——それが有権者の

多数派の一時的意見・感情と彼の衝突をもたらす場合でさえ——明白な義務の不履行という罪を負わされるべきである⁴⁶。

こうした無知な民衆の偏見によって立法者の意見が圧倒される危険性は、二院制などの方策に加え、代議士の任期を適切に設定することや、有権者によって公約が直接候補者に要求されないようすることで、充分抑制されると表明しながらも、シジウィックは自らの憂慮を払拭することができない。さらに彼は次のように念押しているのである。

より教養と余暇のある人々によって所有される手段と機会に比べて、多数の比較的無知で無教養である大勢の人々の中に最も政治的な問題への判断を形成する彼らの下等な手段と機会の当然の自覚を存続させておくことが私にとってむしろ重要に思われる。有権者のなすべきことは政府の職務に最も資格ある人を選ぶことであり彼にその職務を教えることではない⁴⁷。

民衆は自身の政治的判断の下等性の自覚を持って個人的意向でなく社会的観点から投票すること、他方で代議士は単に民衆の意見に迎合するのではなく自主的に最善の方策を断行することを、シジウィックは各人の自覚にまで訴えかけるのである。そして彼は、立法や中央政府の職務への一般民衆の直接的政治参加を牽制し、代議士の選出を除けば両院の不一致の場合の裁定などに制限されるべきであると結論付ける。

次に被治者の権利を保護する憲法に関して、「多くの英國人にとって議会の立法権力への憲法制限という概念は今やまったく馴染みがなく，“誰が番人の番をするのか？”という昔からの困難は代議政府を確立することで十分対処

⁴⁵ *ibid.*, p. 551.

⁴⁶ *ibid.*, pp. 555–556.

⁴⁷ *ibid.*, p. 558.

されると一般に考えられている⁴⁸」ものの、憲法は政治権力の分配と制限を通じて被治者の所有権や安全などの市民権の保護を政府の義務に据える役割を担う。そして憲法は民衆の同意を経て存在し、必要なら改憲が認められるが、柔軟な憲法は社会的安定性を破壊するため、改憲は立法府により起草され慎重に審議されるべきだとシジウィックは論じる⁴⁹。

最後に、言論の自由、出版の自由、政治集会の自由といった自由制度について、シジウィックは次のように述べる。

確かに完全に資格ある市民が数年毎に立法府の主要機関の構成員を直接指名し、直接ないし間接に行政部門の諸代表を決定する国で、完全な資格がある市民の多数派が少なくとも黙従を受ける場合を除けば、個人の権利への政府の侵害は生じそうもない。この黙従は実際政府の諸方策の効果の完全な認識の欠如か、それらによって最も直接危害を受ける人々への吝かでない同情の欠如に基づくであろう。従って代議制によって供される保護が可能な限り効果的であるために、政府の行動によって虐げられいかなる人も口述および書面の議論によって同胞市民一般の配慮と関心を喚起する機会を持つべきことが重要である⁵⁰。

そして立法が社会の利益から離反し、（1）私的利益のために公共の利益を犠牲にする、（2）他機関の独立を侵害する、（3）支配的政党が選挙基盤に干渉する、（4）個人の自由の保護を蔑ろにするような場合、立法府を阻害せずに有効な憲法規則を確立するのは困難なため、被治者や特にその少数派の権利を守るために

⁴⁸ *ibid.*, p. 552.

⁴⁹ 通常立法によって変更されるべきでない憲法規則には、（1）政府機関を構成する人々の任命・解雇と機能配分に関する規則、（2）政府機関の手順を決定・制限する規則、（3）政府による市民権への介入を防ぐ規則があるとされる。

⁵⁰ *ibid.*, p. 552.

の自由制度の確立が重要であるとされる。

以上のように人民による政府の支配の観点から、代議制、憲法、自由制度についてシジウィックは論じたのであった。一見すると「人民による政府の支配」とは民主制の擁護を連想させるタイトルである。しかしそこでシジウィックが最も強調したのは、むしろ現代イギリスの代議制で立法者の判断が民衆の偏見によって支配されることに対する懸念であり、民衆が立法府に与える悪影響をいかに抑え込むかというのが彼の懸案であったのである。以上の考察を踏まえ、次に民主制はそれ自体として望ましい政治構造と見なされるのか否かをシジウィックは検討する。

2-2. 民主制論

まずシジウィックは民主制に関して、（1）政府は被治者の積極的同意に基づくべきである、（2）正直で自助的な市民は政府職務に適任である、という競合する2つの原理を区別して考察しなければならないとする⁵¹。（1）に関する積極的同意とは、合法的に政府の構造や活動を変更しうることを被治者が意識することであり、必ずしも全員が発言権を持つべきことを意味するのではなく、また全員一致が不可欠ではない、としたうえでシジウィックは政治構造に関するこの原理を認める。

他方で（2）に関する、無知な民衆の意見の流入は不便であり、政府決定の多くは多数派の意向に左右されず自主的に判断する権限と義務を持つ立法者に委ねられるべきであるとして、シジウィックはこの原理を否定する。そのうえで、（2）の原理の否定は必ずしも（1）の原理の否定をも意味するのではないことを、彼は知的資格の観点から次のように述べる。

⁵¹ またシジウィックは、民主制を功利主義と混同するのは混乱を招くとする。功利主義は政府の機能と関連して解釈されるべきであるのに対して、民主制は政府の構造と関連して解釈されるべきだとされる。

[家屋建設において消費者は] どのようにそれらが組み立てられるべきかをうまく決定し得ないが、自らの必要と習慣を知つておる建築家よりも自ら望む部屋の数・サイズ・ある程度の形状を一般に決定できる。… [他方医術において] 患者は一定の処置が彼を不快にするか否かを識別できるが、それから生じると見込まれる健康への究極利益のために、この不快が手堅く我慢されるべきか否かを通常識別できない。さらに時が経ち、もし患者が次第に悪くなり、特にもし見込まれていた改善が実現しないなら、彼は他の医師の忠告を受けることが正しいと考えるようになるであろう。したがつて、民主制の原理を一般に認める人の間で、政府のアートは家屋建築にいっそう類似しており、一般民衆を立法と執行の主な方針を決定するのに最も資格があると見なす人もいれば、それは医術にいっそう類似していると見なし、民衆は折々にその国の福利の促進における政府の一般的成功に関して自ら判断すべきだが、特定の問題を自ら判断すべきでないと考える人もいる⁵²。

すなわち、知的資格の点で政府のアートは家屋建築よりも医術に近いとシジウイックは考え、(2) の意味で直接民衆が政策を担う民主制を否定して特定の問題の判断を立法者に委ねるからといって、それが(1) の意味で積極的同意に基づく民主制を否定することにはならないとする。同時に彼は道徳的資格の観点から民衆の役割を次のように認めている。

統治者が公共善に便宜なものを越えて報酬、特権、および権力を自らに与え、多くのこれら有利を増大させるために政府の役割を拡大する誘因の下にある場合、一般民衆は統治者が影響されがちな一定の邪惡な利害から免れないと本当に言われるかもしれない。それゆえに政府職務の詳細の決断のための専門家の必要性を我々は完全に認め

るが、これらおよび同様の諸問題の決定で一般民衆の判断に重きを置く強い理由が存在する⁵³。

つまり自らの有利のために公共善を阻害する邪惡な利害を免れているという道徳的資格の観点から、民衆の大局的な判断を重視すべき強い理由も存在するのである。

結局シジウイックは、知的資格の観点から特定の政治問題に関する民衆自身よりも専門家の判断が優れているとして直接民主制的な(2)の原理を否定しつつ、他方道徳的資格の観点から自らの利権を拡大させて公共善を阻害する誘因から民衆の判断がある程度免れているとして間接民主制的な(1)の原理に限って民主制を受け容れることで、政治構造に民主制のみでなく貴族制をも導入するための布石を打つのである。そこで彼は次のように述べる。

特定の個人や選出された議会に委ねられる政府職務の一部は特別資格ある人々に委ねられるべきことは近代における民主制の理論的唱道者によって一般に認められている。そしてこのことが認められる限りで貴族制の原理——政府の仕事は必要な技能を持つ人々の手に置かれるべき技能労働の形態をとる——は絶対に受け入れられる。それゆえに——その選挙権が普遍的であっても——代議政府は民主制を系統立てる単なる一形態ではなく、むしろ民主制と貴族制の結合ないし融合であると私は考える⁵⁴。

貴族制とは、富裕な少数派が私的利害をもつ寡頭制とは異なり、特別な能力・訓練・経験を有する人々による優れた政治である。そこでシジウイックは民主制と貴族制が融合された立法府の形態として代議制を正当化するのである。そして代議制は、国民投票、発議権、任期の短

⁵² *ibid.*, pp. 614-615.

⁵³ *ibid.*, p. 615.

⁵⁴ *ibid.*, pp. 616-617.

縮、公約の設定など、立法への民衆の介入を増大させることで民主制的となり、反対に任期の長期化や公約の廃止などによって貴族制的になるのである。それではどのような調和が望ましいのか。シジウィックは代議制において、先にも見たように扇動家に突き動かされる民衆が立法へ及ぼす悪影響は十分に防がれず、貧者の部分的利害のために富者に対する抑圧的な立法がなされ、全体としての社会の利益が犠牲にされる傾向があることを繰り返し強調する。

政治権力が最高目的として幸福の平等化を促進するために用いられることが、政府の民主制的形態の本質的特長と見なす人々がいる。／特に数の優勢から彼らの利害と全体としての共同体の利害を混同しがちな場合に。それゆえにたとえ最善の適任者の選出の原理がある程度うまくいくにしても、民衆の当面のないし目に見える利益のために共同体の本当の究極利益が犠牲にされることが阻止されないと主張されるのはもともとであろう。立法者ないし執行者として選出された人々は政治目的への手段を採用するのに本当に技能と有能をもつかもしれないが、彼らは国家的利益よりもむしろ部分的利益を促すのに自らの才能を用いる抗しがたい圧力に晒されるだろう⁵⁵。

そこで共同体の本当の利益が阻害される悪影響を排斥するために、立法者を無給にすることでの地位をより独立したものとし、富と余暇のある少数派の人々から立法者を引き寄せるべきであるとして、例えば貴族院の無給化をシジウィックは提案するのである。

以上のようにシジウィックは代議制を民主制と貴族制の融合と見なすが、少数富者の利益が多数貧者の利益のために犠牲にされ、結果として社会全体の利益が損なわれる危険性を現代イギリス政治体制における最大の懸案と見なし、

貴族制を擁護する実践的提案を打ち出したのであった。そこで彼が民主制と貴族制の望ましい調和を裁定するのに用いる基準は、その政治構造が実現する「共同体の本当の究極利益」というまさしく功利主義であったのである。

2-3. 主権論

最後にシジウィックは、最高政治権力ないし主権に伴う物理的権力の危険を回避するためにいかなる政治構造が望ましいのかを考察する。まず彼は、最高政治権力の究極的所在を突き止めるのは困難であるとする。政府への服従は、物理的権力だけでなく、習慣・慣習、世論、職業的立場、政府援助への期待などにも起因するからである。そこで彼は次のように述べる。(1) 単一議会政府で代議士が有権者の支持に習慣的に従うのであれば有権者が主権者である。(2) 合意によって憲法を変更できる諸個人や集団に最高権力がある。(3) 改憲が困難になるのに応じて最高権力の所在は複雑になる。(4) 憲法条項が不明瞭なら憲法を解釈する最高裁が最高権力を持つが、その権力は弾劾への懸念、公共の意見、他の政府機関が用いる革命の方策への恐れなどによって制限される。このようにシジウィックは一機関への権力の集中や革命による社会秩序の崩壊などを警戒しつつ、近代立憲国家で最高政治権力の配分は「異なる諸集団と諸個人の間でかなり錯綜した方法で通常配分されている」ことにより、概ね安定性が確保されていると考える⁵⁶。特に、憲法に関して、市民権の確保のみならず、憲法の解釈を司法に委ねたり改憲を立法府に任せたりすることで、民衆の一時的感情によって容易に主権が行使され体制が破壊される危険性が回避されることをシジウィックは重視したのであった。

さらにシジウィックは最高権力について反乱の権利の観点から考察する。彼は民主制的政府

⁵⁵ *ibid.*, pp. 617-618.

⁵⁶ *ibid.*, p. 638.

のもとで社会全体の意思への一部分の抵抗は不道徳であり反乱の権利は時代遅れであると見なすことは誤りであると指摘する。

…少数派によって好まれる諸規制よりも多数派によって好まれる諸規制の方が一般幸福を助長するであろう。なぜなら各人が自身の幸福となることを最もよく知り最も供しようとする限りで、他の事情にして等しいなら、多数派によって選好される選択肢はより大きな幸福の総量を創出すると見込まれるから。しかし…多数派がより決定的だとしても、その仮定は他の考慮事項によって特定の事例で容易に圧倒されるであろう。というのも、少数派を形成する人々は諸帰結に関する優れた知識と先見を持つかも知れず、あるいは多数派によって選好される諸規則によって彼ら〔少数派〕に生じる損害は決定的に後者〔多数派〕への利益を圧倒するかもしれないから、あるいは他の理由から彼ら〔少数派〕の当面のないし目に見える利益は多数派の当面のないし目に見える利益よりも社会全体の究極利益に一層一致するかもしれないから⁵⁷。

多数派の利益を直接優先させるよりも、優れた知識をもつ少数派の利益を優先させるほうが社会全体の究極利益に一層一致する場合があるのである。そこで、少数派による抵抗の権利を認めないのは誤りであり、多数派から妥協を引き出して少数派の利益を確保するために、反乱に基づく無秩序を最高権力にある人が恐れることは、健全なチェックとして有効なのである。したがって反乱の道徳的権利は最も民主的に統治された社会でも存在するとしたうえで、シジウイックは次のように『政治学要論』を締め括る。

あらゆる人が“彼自身にのみ従う”ことを可能に

する政府形態は幻想であることをはっきりと悟ることが重要である。結局物理的権力による意図的な成人の抑圧は体制的改革によっては除去される見込みのない害悪である⁵⁸。

IV 結 論

本論を通じて明らかになったのは以下の三点である。第一に、『欧洲政体発展史』においてシジウイックは、貴族制と民主制の調和の重要性を、アリストテレスを通じて古代ギリシアに見出したことである。確かに古代と近代では、都市国家と地域国家の規模の相違や、古代では奴隸・手工業者・商売人などが除外される市民の定義の相違があることを彼は認識していた。しかし、ギリシアの民主制が諸都市国家の経験を通じて一般化されたものであり、なおかつ現代から見ても非常に高い文明段階にあったことなどから、貴族制と民主制の調和は、コンテンポラリーな問題として望ましい政府構造を扱う『政治学要論』でも直接有効であることをシジウイックは見出したといえる。つまり彼は、古代以降に関しても、貴族制と民主制の調和を軸にして政体の発展の歴史を見ていたのである。

第二に、『欧洲政体発展史』において、社会契約論や自然権といった抽象的概念や先駆的方法に基づいて政治理念を唱道するルソーに対して、歴史研究に基づいて現状を把握し、単に理想論を展開するのではなく実践可能な漸進的提案を行うモンテスキューの政治理念を高く評価したことである。そしてモンテスキューへの評価が、『政治学要論』におけるシジウイック自身の方針を端的に表現しているといえるのである。シジウイックは、『欧洲政体発展史』に展開される彼の歴史認識、特に時代状況に応じた貴族制と民主制の調和の重要性を踏まえ、現状の英國体制を詳細に分析し、それが概ね望まし

⁵⁷ *ibid.*, p. 646.

⁵⁸ *ibid.*, p. 650.

いことを見出したうえで、実践可能な漸進的提案を望ましい政治構造論として『政治学要論』で展開したと考えられるのである。つまり歴史を踏まえて経験的にのみ、望ましい政治構造は判断されうるのである。

第三に、『欧州政体発展史』でシジウィックは政体の形成・変化の要因として、防衛、経済的要因、秩序の保持、共通善、安定性、効率性、財政的必要などを見出したのであるが、これらはいずれも彼の弾力的な功利主義政策に収められうることである。例えば経済的要因や効率性は言うまでもなく、防衛や秩序の保持なども、個人主義に基づく社会の一般幸福に欠かせない政府の役割として『政治学要論』第一部でシジウィックは論じているのである。そして『政治学要論』第二部で、政治構造における貴族制と民主制の調和を念頭に、歴史的方法を踏まえて展開されるシジウィックの望ましい政治構造論を究極的に規定するのは、結局のところ功利主義であるといえる。例えば貴族制による効率性と民主制による安定性の調和を裁定する基準として彼が功利主義を念頭に置いていることは明らかであった。そして歴史を通じてみると、現状において民主制が望ましい状態ではないために、シジウィックは貴族制擁護を展開したのであった。

以上のようなシジウィックの考察の背後には、民主制へ傾きつつある現状への危機感があったと考えられる。民主制の進展には「共同体全体にとって不利な方法で、富裕な少数派の利害が貧しい多数派の利害のために犠牲にされる⁵⁹」危険があり、立法府における「政府職務の効率的遂行のための特別の資格の必要や執行の一貫性の諸有利が減じたりあるいは評価されなくなると考える理由を私は見出さない⁶⁰」と彼は論じる。例えば1880年代後半の労働組合運

動の激化、あるいは1867年の第二次選挙法改正、1884年の第三次選挙法改正を通じた選挙権の拡大などをシジウィックは経験している。これらに関して『政治学要論』や『欧州政体発展史』で彼は直接言及していない。しかし、『欧州政体発展史』で19世紀後半の選挙権の拡大はイギリスが大陸諸国をリードするのではなくイギリスが大陸諸国に牽引されていると述べられていることや、不平等選挙の必要性を提示し代議制における貴族制の必要性を一貫して訴える『政治学要論』の議論から、例えば19世紀後半の選挙制度改革などを通じて過度に民主制に傾きつつある現状を睨んで、シジウィックは貴族制擁護を展開したことが窺われるのである。

また、シジウィックは望ましい政治構造を論じる際、確かに「体制的自由」や「教育効果」などにも注目するのであるが、それはむしろ代議制から派生的に得られる利点であり、例えば彼が自由自体を追求しているとは言い難い。こうした彼の方針は『自由論』や『代議制統治論』で、民主制を牽制しながら貴族制を擁護しつつも、代議制における一般民衆への教育効果を重視し、究極的には個人の自由の発現を求めるミルの姿勢とは異なるものである。そして両者の見解の相違には、時代的状況の変化だけでなく、シジウィックがドグマティックな自由主義ではなく、柔軟性を持たせた功利主義で一貫性を持たせようとしていたことがあるといえる。すなわち、歴史状況に応じて変化しうるものとしての望ましい政体を見ていたシジウィックの根本原理は功利主義にあったといえる⁶¹。

(大阪大学大学院経済学研究科博士後期課程)

⁵⁹ *ibid.*, p. 393.
⁶⁰ *ibid.*, p. 623.

⁶¹ またこうしたシジウィックの認識の背後には「実践理性の二元性」も見え隠れしている。例えば彼は選挙権拡大によって生じる階級利益の衝突の悪影響について脚注の中で次のように呴く。「この影響が道徳的原因によるのか知的原因によるのかは判然としない。というのも全階級および全部門の利益と全共同体の実際の究極利益の間の完全で普遍的な一致の仮定は正当とは思われないから」。*ibid.*, p. 389ft.

参考文献

- Altick, R. D. (1973) *Victorian People and Ideas: A Companion for the Modern Reader of Victorian Literature*: W. W. Norton & Company. [栗田圭治・大嶋浩・田中孝信訳『ヴィクトリア朝の人と思想』音羽書房鶴見書店, 1998年]
- Baier, K. (1995) *The Rational and the Moral Order: The Social Roots of Reason and Morality*: Open Court.
- Bentham, J. (1802) *Principles of the Civil Code*. Reprinted in *The Works of Jeremy Bentham*, vol.1 (1962): Russell.
- Collini, S. (1992) "The ordinary experience of civilized life—Sidgwick's politics and the method of reflective analysis", In *Essays on Henry Sidgwick*, edited by Schultz, B.
- Colley, L. (1992) *Britons*: Yale University. [川北稔監訳『イギリス国民の誕生』名古屋大学出版会, 2000年]
- Frankena, W.K. (1992) "Sidgwick and the history of ethical dualism", In *Essays on Henry Sidgwick*, edited by Schultz, B.
- Goodin, R.E. (1995) *Utilitarianism as a Public Philosophy*: Cambridge University Press.
- Havard, W.C. (1959) *Henry Sidgwick and Later Utilitarian Political Philosophy*: University of Florida Press Book.
- Hobbes, T. (1651) *Leviathan*. [水田洋訳『リヴァイアサン』(1)－(4)岩波書店, 1954－1985年]
- Kaplow and Shavell. (2002) *Fairness versus Welfare*: Cambridge University Press.
- Locke, J. (1690) *Second Treatise on Civil Government*. [鵜飼信成訳『市民政府二論』岩波書店, 1968年]
- McWilliam, R. (1998) *Popular Politics in Nineteenth-century England*: Routledge. [松塚俊三訳『十九世紀イギリスの民衆と政治文化』——ホブズボーム・トムソン・修正主義をこえて——】昭和堂, 2004年]
- Mill, J.S. (1848) *Principles of Political Economy: with some of their applications to social philosophy*: Parker. [末永茂喜訳『経済学原理』(1)－(5)岩波書店, 1959－1963年]
- (1861) *Considerations on Representative Government*: Parker. [水田洋訳『代議制統治論』岩波書店, 1997年]
- (1873) *Autobiography*: Longmans. [朱牟田夏雄訳『ミル自伝』岩波書店, 1960年]
- Miller, D. (1999) *Principles of Social Justice*: Harvard University Press.
- Montesquieu, C. L. de S. (1748) *De l'esprit des lois*. [野田良之他訳『法の精神』(上) (中) (下) 岩波書店, 1989年]
- Ross, W. D. (1957) *Aristotelis Politica*. [牛田徳子訳『政治学』京都大学学術出版会, 2001年]
- Rousseau, J-J. (1755) *Discours sur l'origine et les fondements de l'inégalité parmi les hommes*. [本田喜代治・平岡昇訳『人間不平等起源論』岩波書店, 1933年]
- (1762) *Le Contrat Social*. [桑原武夫・前川卓次郎『社会契約論』岩波書店, 1954年]
- Schneewind, J. B. (1977) *Sidgwick's ethics and Victorian moral philosophy*: Clarendon Press.
- Schultz, B. (2004) *Eyes of universe—Intellectual Biography of Henry Sidgwick*: Cambridge University Press.
- Schultz and Varoufakis (edit). (2005) *Utilitarianism and Empire*: Lexington Books.
- Sidgwick, H. (1895) "Economic Lessons of Socialism", In *Economic Journal*. Reprinted in *Miscellaneous Essays*, in *The Works of Henry Sidgwick* (1996): Toemess Press.
- (1899) "Political Economy and Ethics", In *Dictionary of Political Economy III*, edited by Palgrave, I. Reprinted in *Miscellaneous Essays*,

- 1870–1899, in *The Works of Henry Sidgwick* (1996): Toemess Press.
- (1901) *The Principles of Political Economy*, 3rd ed: Macmillan.
- (1902) *Philosophy: its scope and relations*: Macmillan.
- (1903) *The Development of European Polity*: Macmillan.
- (1907) *The Methods of Ethics*, 7th ed: Macmillan.
- (1908) *The Elements of politics*, 3rd ed: Macmillan.
- Wolff, J. (1996) *An introduction to political philosophy*: Oxford University Press. [坂本知宏訳『政治哲学入門』晃洋書房, 2000年]
- 秋田茂 (1998) 「パクス・ブリタニカの盛衰」, 川北稔編『イギリス史』山川出版
- 奥野満里子 (1999) 『シジウィックと現代功利主義』勁草書房
- 中井大介 (2006 a) 「シジウィック『経済学原理』におけるサイエンスとアート——利己主義と功利主義の関係から——」『経済学史研究』第48巻, 第1号
- (2006 b) 「政府の規範原理としての功利主義——『政治学要論』におけるシジウィックの経済政策思想」『大阪大学経済学』第56巻, 第1号
- 萬田悦生 (1992) 「立法の問題とシジウィックの政治論」, 行安茂編『H. シジウィック研究』以文社

Sidgwick on Political Philosophy

Daisuke Nakai

Founding on *The Development of European Polity* and *The Elements of Politics*, this paper explores the reason why Sidgwick thought aristocratic elements more important than democratic ones in the then English political system.

In examining a desirable form of polity, Sidgwick dismissed Rousseau's aprioristic method, and adopted Montesquieu's historical method. To Sidgwick, a desirable form of polity depended on the historical conditions consisting of defence, economic factors, order, common good, stability, efficiency, public finance, and so on. Considering these conditions, people had to choose a form of polity – between two poles of aristocracy and democracy – which would maximize their happiness. On the basis of this historical-utilitarian method, Sidgwick examined the development of European polity since ancient Greek. Consequently, Sidgwick regarded the present condition of English polity as almost desirable. Sidgwick did not think a further democratization necessary, and defended aristocratic elements in the English polity.

Sidgwick was different from Mill who gave the first priority to individual liberty. To Sidgwick, a desirable form of polity should not be sought by aprioristic liberalism, but by utilitarian principle. Thus, Sidgwick adjusted the orbit of political theory towards the tradition of utilitarianism.

JEL Classifications: B12; H11; P16.

Keywords: Sidgwick; Utilitarianism; Politics; Political Philosophy.